

事例番号:310223

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 40 週 6 日 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線は正常脈、基線細変動は中等度、一過性頻脈あり、一過性徐脈なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 41 週 1 日

10:40 予定日超過のため入院

4) 分娩経過

妊娠 41 週 1 日

15:30 器械的子宮頸管拡張器挿入

18:00 陣痛開始

19:15- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線は正常脈、基線細変動は中等度、軽度および高度変動一過性徐脈あり

妊娠 41 週 2 日

0:25 経膣分娩

胎児付属物所見 臍帯は胎盤の辺縁に付着

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 2 日

(2) 出生時体重:3665g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.341、PCO₂ 40.0mmHg、PO₂ 18.1mmHg、
HCO₃⁻ 21.0mmol/L、BE -3.9mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分8点、生後5分9点

(5) 新生児蘇生:実施なし

(6) 診断等:

出生当日 無呼吸発作あり

生後12日 退院

生後4ヶ月 筋緊張亢進、反り返りあり

(7) 頭部画像所見:

生後2日 頭部CTで側脳室が不明瞭、皮髄境界不鮮明でびまん性脳浮腫を認める

生後4ヶ月 頭部CTで側脳室拡大、脳室周囲に嚢胞変性、脳萎縮を認める
頭部MRIで側頭葉優位に広汎に萎縮や嚢胞変性、大脳基底核の軟化を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医2名

看護スタッフ:助産師2名、看護師2名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、妊娠40週6日以降、入院となる妊娠41週1日までのいずれかの時期に生じた一時的な胎児の脳の低酸素や虚血による中枢神経障害であると考えられる。

(2) 一時的な胎児の脳の低酸素や虚血の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

(1) 妊娠中の管理は一般的である。

(2) 予定日超過のため陣痛誘発目的で妊娠41週1日に入院の方針としたことは選択肢のひとつである。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 41 週 1 日の入院時の対応(バイタルサイン測定、破水の有無の確認、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 陣痛誘発について書面で同意を得たことは一般的である。
- (3) モロリンテルの使用(子宮内容量 40mL)および分娩監視装置を装着したことは一般的である。
- (4) 妊娠 41 週 1 日 20 時 20 分に嘔気および血圧上昇(血圧 158/88mmHg)を認め、20 時 55 分に嘔気および高血圧の持続を認める状況で、21 時 01 分に分娩監視装置終了後、胎児心拍数を確認せずに経過観察し、23 時 19 分に分娩監視装置を装着したこと(「原因分析に係る質問事項および回答書」による)、および 20 時 56 分以降の血圧について診療録に記載がないことは、いずれも一般的ではない。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

出生後の対応(酸素投与、小児科医に連絡、保育器収容)および当該分娩機関小児科に入院としたことはいずれも一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 観察した事項および実施した処置、使用した薬剤等に関しては、診療録に正確に記載することが望まれる。

【解説】本事例では、モロリンテル挿入時に使用した薬剤名、20 時 56 分以降児娩出までの血圧などについて診療録に記載がなかった。

- (2) 分娩監視の方法は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して実施することが望まれる。
- (3) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児に重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

分娩監視装置等の医療機器については時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。

【解説】 本事例では、正確な記録時刻および診療録の記載時刻、胎児心拍数陣痛図の印字時刻にずれがあった。徐脈の出現時刻等を確認するため、分娩監視装置等の医療機器の時刻合わせは重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

入院前に発症した異常が胎児の脳の低酸素や虚血を引き起こしたと推測される事例を集積し、原因や発症機序についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

入院前に発症した異常が胎児の低酸素や虚血を引き起こしたと推測される事例の発症機序解明に関する研究の推進および研究体制の確立に向けて、学会・職能団体への支援が望まれる。